

和歌山県特定複合観光施設設置運営事業

募集要項

2020年3月30日

【2020年8月27日修正版】

和歌山県

【目次】

1. はじめに	1
2. 地域における合意形成	1
3. 和歌山 I R の内容に関する事項	2
(1) 事業の名称	2
(2) 和歌山 I R の担当部局	2
(3) 公募アドバイザーの設置について	2
(4) 募集要項等	3
(5) 和歌山 I R の根拠法令等	4
(6) 和歌山 I R の上位計画等	7
(7) 特定複合観光施設区域整備の意義	7
(8) 特定複合観光施設区域整備における和歌山県の基本的な構想と目標	8
(9) 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の位置及び規模並びに土地の概要	10
(10) I R 予定区域の土地及び土地に存する既存建築物等の取扱い	12
(11) 特定複合観光施設の設置及び運営	13
(12) I R 施設を構成する施設の種類、機能及び規模等に関する事項	16
(13) 和歌山 I R における費用	19
(14) 再投資をはじめとするカジノ収益の活用	20
(15) 和歌山 I R の事業期間等	21
(16) I R 区域の整備に係るスケジュール（想定スケジュール）	22
(17) 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するために和歌山県が実施する施策及び措置への協力	22
(18) カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項	23
4. 応募者の参加資格要件	23
(1) 応募者の構成	23
(2) 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格要件	24
(3) 公募アドバイザー、選定委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本金面若しくは人事面等において一定の関連のある者及び和歌山県又は和歌山市と資本金面若しくは人事面等において一定の関連のある者の関与制限	26
(4) 複数応募	26
(5) 複数応募が認められる場合の情報遮断措置の構築に係る誓約書の提出義務	26
(6) 応募者の変更	27
5. 民間事業者の募集及び優先権者の選定方法	28
(1) 募集及び選定のスケジュール	28
(2) 参加表明書等の提出	28

(3)	応募企業又は代表企業の参加資格審査	31
(4)	コンソーシアム全体の参加資格審査	31
(5)	応募企業又はコンソーシアム全体の参加資格審査後の変更	32
(6)	競争的対話の実施	32
(7)	選定委員会の設置	33
(8)	提案審査	33
(9)	予備調査	34
(10)	優先権者等の選定	34
(11)	提案審査結果の通知	34
(12)	提案審査結果の公表	35
6.	優先権者選定後の手続	35
(1)	基本協定の締結	35
(2)	S P Cの設立	35
(3)	区域整備計画の作成及び認定申請	35
(4)	優先権者及びS P Cによる和歌山 I R運営開始準備行為	35
(5)	実施協定の締結	36
(6)	実施協定の概要の公表	36
7.	I R事業者の責任の明確化等と和歌山 I Rの円滑かつ確実な実施の確保に関する事項	36
(1)	I R事業者の責任の履行確保の方法	36
(2)	I R事業者による履行保証金等の差入れ	36
(3)	事業計画及び報告等	36
(4)	I R事業者の権利及び義務等	37
(5)	和歌山 I Rにおけるリスク及びその分担の在り方	37
(6)	和歌山 I Rの継続が困難となった場合の措置	38
(7)	金融機関との協議	38
(8)	I R区域の周辺地域の開発及び整備並びに交通環境の改善等に係る施策及び措置	38
(9)	優先権者選定後の I R事業者等の株主の変更等	39
8.	応募に関する留意事項	39
(1)	収賄等の不正行為の防止	39
(2)	応募の前提	40
(3)	提案審査書類の取扱い	40
(4)	和歌山県からの提示資料の取扱い	41
(5)	応募の無効	41
9.	その他	42
(1)	本公募の取消し	42
(2)	情報提供	42

1. はじめに

和歌山県は、和歌山市（和歌山マリーナシティ）に特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成 28 年法律第 115 号。以下「IR 推進法」という。）及び特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号。以下「IR 整備法」という。）に基づく特定複合観光施設（以下「IR 施設」という。）を設置及び運営する事業並びにこれらに附帯する事業（以下「IR 事業」という。）の誘致を計画している。

和歌山県は、IR 関係法令（3.（5）ア.（ア）に掲げる法令の総称をいう。以下同じ。）及び和歌山県特定複合観光施設設置運営事業募集要項（以下「本募集要項」という。）に基づく公募（以下「本公募」という。）を行い、IR 事業を実施する民間事業者を選定した後、選定した民間事業者（2 社以上の法人から構成される場合は、当該構成員全員の総称とし、以下「優先権者」という。）及び優先権者が設立する特別目的会社（以下「SPC」という。）と共同し、IR 整備法第 9 条の規定に基づき、特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（以下「基本方針」という。）及び和歌山県特定複合観光施設設置運営事業実施方針（以下「実施方針」という。）に即して区域整備計画を作成する。そして、当該区域整備計画でもって国土交通大臣に区域整備計画の認定申請を行い、認定を受けた場合、SPC と和歌山県の間で実施協定を締結し、IR 整備法第 13 条の規定に基づき和歌山県における IR 事業（和歌山県特定複合観光施設設置運営事業。以下「和歌山 IR」という。）を実施することとなる。

本募集要項は、本公募の開始日から実施協定の締結日までの間適用されるものであり、かつ実施協定締結以降も実施協定の一部を構成するものとして和歌山県、優先権者、SPC 及び IR 整備法第 2 条第 3 項に定める設置運営事業を行う民間事業者（以下「IR 事業者」という。）を拘束するものである。

なお、和歌山県は、本公募において実施する優先権者との競争的対話を通じて成された IR 事業に関する合意事項について、必要に応じて和歌山県が優先権者又は SPC との間で締結する基本協定、実施協定又は不動産売買契約（以下これらを総称して「実施協定等」という。）に記載するものとする。

2. 地域における合意形成

和歌山 IR の推進に当たっては、特定複合観光施設区域（以下「IR 区域」という。）を整備することの意義や、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除等について、地域における幅広い関係者の理解と協力を得ることが必要となる。

和歌山県は、実施方針の策定、民間事業者の選定、区域整備計画の作成の各段階において、和歌山市及び和歌山県公安委員会と協議するとともに、区域整備計画の作成に当たっては、公聴会の開催その他住民の意見を反映するために必要な措置を講じる。また、区域整備計画の認定申請に当たっては、和歌山市の同意及び和歌山県議会の議

決を経るものとしている。

さらに、I Rについて、正確な情報を提供し、理解を深めることを目的としたシンポジウムや住民・企業・団体等に対する説明会の開催などを通じて、地域における十分な合意形成に取り組むとともに、今後、選定されることとなる民間事業者にも、地域における合意形成に協力を求めていく。

3. 和歌山 I R の内容に関する事項

(1) 事業の名称

和歌山県特定複合観光施設設置運営事業

(2) 和歌山 I R の担当部局

和歌山県の担当部局は以下のとおりである。

和歌山県企画部企画政策局企画総務課 I R 推進室

住所：和歌山県和歌山市小松原通一丁目 1 番地

電話番号：073-441-2334

電子メールアドレス：e0201001@pref.wakayama.lg.jp

(3) 公募アドバイザーの設置について

ア. 公募アドバイザーの設置

和歌山県は、本公募の実施に関し、以下に示すアドバイザー（以下「公募アドバイザー」という。）を設置する。

- ① EY 新日本有限責任監査法人
- ② 弁護士法人関西法律特許事務所

イ. 公募アドバイザーへの情報提供等

和歌山県は、本公募において応募者（4.(1)に定める「応募者」をいう。以下同じ。）から取得した情報その他必要な情報について、必要に応じて公募アドバイザーに提供する。また、公募アドバイザーは、必要に応じて応募者との競争的対話に参加する。

(4) 募集要項等

本募集要項及びその添付書類は、以下の①から⑧までの書類（以下「募集要項等」と総称する。いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）により構成される。募集要項等は、和歌山 I R の実施に係る審査書類一式（以下「提案審査書類」と総称する。）を作成するに当たっての前提条件であり、①から⑤までの書類（修正があった場合は、修正後の記述による。）は、実施協定締結時に契約関係当事者を拘束するものである。

- ① 和歌山県特定複合観光施設設置運営事業募集要項（以下「募集要項」という。）
- ② 和歌山県特定複合観光施設設置運営事業基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）
- ③ 和歌山県特定複合観光施設設置運営事業実施協定書（案）（以下「実施協定書（案）」という。）
- ④ 和歌山県特定複合観光施設設置運営事業不動産売買仮契約書（案）（以下「不動産売買仮契約書（案）」という。）
- ⑤ 関連資料
- ⑥ 和歌山県特定複合観光施設設置運営事業優先権者選定基準（以下「優先権者選定基準」という。）
- ⑦ 和歌山県特定複合観光施設設置運営事業様式集及び記載要領（以下「様式集及び記載要領」という。参加資格審査編と提案審査編が存在する。）
- ⑧ 参考資料

なお、募集要項等と実施方針に相違がある場合は、募集要項等の内容を優先するものとする。ただし、募集要項等に記載がない事項については、実施方針によるものとする。

(5) 和歌山 I R の根拠法令等

和歌山 I R の実施に当たっては、I R 推進法及び I R 整備法、特定複合観光施設区域整備法施行令（平成 31 年政令第 72 号。以下「I R 整備法施行令」という。）、特定複合観光施設区域整備法施行規則（本公募開始時点において未制定。以下「I R 整備法施行規則」という。）及び基本方針をはじめとする I R 関係法令等を遵守するとともに、関係する上位計画等を踏まえること。なお、特に留意すべき法令、条例及び上位計画等は次のとおりである。

ア. 法令

(ア) I R 関係法令

- ① I R 推進法
- ② I R 整備法
- ③ I R 整備法施行令
- ④ I R 整備法施行規則
- ⑤ 基本方針
- ⑥ カジノ管理委員会規則（本公募開始時点において未制定）
- ⑦ ギャンブル等依存症対策基本法（平成 30 年法律第 74 号）

(イ) 土地利用・建築関係

- ① 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ② 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ③ 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- ④ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）
- ⑥ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和 55 年法律第 87 号）
- ⑦ 大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）
- ⑧ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ⑨ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- ⑩ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ⑪ 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）
- ⑫ 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
- ⑬ 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）
- ⑭ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ⑮ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）

- ⑯ ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- ⑰ 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）
- ⑱ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ⑲ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ⑳ 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）
- ㉑ 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）
- ㉒ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ㉓ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ㉔ 公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）
- ㉕ 温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）
- ㉖ 公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）
- ㉗ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
- ㉘ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）

(ウ) 環境関係

- ① 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ② 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ③ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ④ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ⑤ 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）
- ⑥ 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）
- ⑦ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ⑧ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ⑨ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ⑩ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）
- ⑪ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）

(エ) 建設工事関係

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ② 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ③ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ⑤ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- ⑥ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）
- ⑦ 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）

(オ) その他

- ① 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ② 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
- ③ 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）
- ⑤ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）
- ⑥ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号）

イ. 和歌山県条例

- ① 和歌山県建築基準法施行条例（平成 13 年和歌山県条例第 23 号）
- ② 和歌山県景観条例（平成 20 年和歌山県条例第 21 号）
- ③ 和歌山県屋外広告物条例（昭和 59 年和歌山県条例第 10 号）
- ④ 和歌山県福祉のまちづくり条例（平成 8 年和歌山県条例第 41 号）
- ⑤ 和歌山県防災対策推進条例（平成 20 年和歌山県条例第 32 号）
- ⑥ 和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号）
- ⑦ 和歌山県公害防止条例（昭和 46 年和歌山県条例第 21 号）
- ⑧ 和歌山県青少年健全育成条例（昭和 53 年和歌山県条例第 36 号）
- ⑨ 和歌山県が管理する港湾の臨港地区内の分区における建築物等の規制に関する条例（昭和 40 年和歌山県条例第 31 号）
- ⑩ 和歌山県港湾施設管理条例（昭和 31 年条例第 38 号）
- ⑪ 和歌山県マリーナ条例（平成 7 年条例第 16 号）

ウ. 和歌山市条例

- ① 和歌山市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成 4 年和歌山市条例第 42 号）
- ② 和歌山市暴力団排除条例（平成 23 年和歌山市条例第 28 号）
- ③ 和歌山市屋外広告物条例（平成 8 年和歌山市条例第 57 号）
- ④ 和歌山市景観条例（平成 23 年和歌山市条例第 25 号）
- ⑤ 和歌山市みんなでとりくむ災害対策基本条例（平成 25 年和歌山市条例第 68 号）

(6) 和歌山 I R の上位計画等

ア. I R 関連

和歌山県 I R 基本構想（改訂版）

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020100/ir/kousou.html>

イ. その他

① 和歌山県長期総合計画

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020100/chokei/chokei.html>

② 和歌山県長期人口ビジョン

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020100/tihousei/tihousei.html>

③ 和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020100/tihousei/tihousei.html>

④ 和歌山県観光振興実施行動計画

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/062400/actionprogram2016.html>

⑤ 和歌山県ギャンブル等依存症対策推進計画

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/gyanburukeikakusakutei.html>

(7) 特定複合観光施設区域整備の意義

観光は我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱であるという認識の下、政府の観光戦略である「明日の日本を支える観光ビジョン（平成 28 年 3 月 30 日）」において、2030 年に訪日外国人旅行者数を 6,000 万人、訪日外国人旅行消費額を 15 兆円、地方部での外国人延べ宿泊者数を 1 億 3,000 万人泊とすること等が目標として掲げられている。

このような中、豊富な観光資源を有する日本の魅力を世界に発信することで、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、2018 年 7 月に I R 整備法が成立・公布された。

我が国において整備を目指す I R は、国際会議場施設や家族で楽しめるエンターテインメント施設等と、収益面での原動力となるカジノ施設が一体となったこれまでにないスケールとクオリティを有する特定複合観光施設である。I R では、M I C E ビジネスを展開するとともに、自然・文化・気候・食といった日本の魅力を来訪者に発信することに加え、I R への来訪者を国内各地に送り出すことで、世界と国内各地をつなぐ交流のハブとなり、もって、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現することを目指すものである。

和歌山県では、少子高齢化や所得低迷といった課題に対応するため、産業振興策の充実、国の機関・大学の誘致、交通ネットワークの整備などに取り組んできた。

その結果、成長分野であるICT産業・小型ロケット射場をはじめとする企業の誘致や総務省統計局及び独立行政法人統計センターが設置する統計データ利活用センターの開設、4つの大学の新設のほか国内外からの観光客も大幅に増加するなど、和歌山県が発展するための条件は整いつつある。今後、和歌山県がさらに発展をしていくためには、これまでの取組に加えて、新たな成長産業を取り込んでいく必要があり、国内外から多くの観光客を惹き付け、大きな経済効果や雇用効果が見込めるIRはその解決策の一つとなるものである。

和歌山県は先人から引き継いできた世界遺産「高野・熊野」をはじめ、四季折々の魅力を持った豊かな自然、温泉、食文化や古来廻船の要所であった半島の地の利を生かした観光資源を有している。また、日本の歴史文化を代表する文化財や歴史的価値の高い伝統文化が継承され、かつ、国内外の幅広い観光客に訴求する魅力を多く持つ関西圏にあって、訪日外国人の玄関口である関西国際空港へのアクセスも充実している。

こうしたことから、観光戦略としてのIR整備は、和歌山県にとって、また、第一国土軸から外れた観光地にとって、まさに好機であり、三大都市圏¹に約6割が集中する外国人宿泊者を東京や大阪といったゴールデンルート以外の地域に誘導し、観光による地域経済の振興や都市と地方の交流を図ることにより、地方創生を実現するとともに、我が国が目指す観光戦略及び国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現に貢献するものである。

(8) 特定複合観光施設区域整備における和歌山県の基本的な構想と目標

ア. 和歌山県の基本的な構想～多種多様な観光資源を背景にしたリゾート型IR～

和歌山マリーナシティは、「絶景の宝庫」として日本遺産に認定された風光明媚な和歌浦湾に位置している。和歌山IRでは「Sports & Wellness」をコンセプトに掲げ、オーシャンフロントの立地と自然や温泉、食文化など和歌山県が有する豊富な資源を生かし、また、ダイビングやセーリング、フィッシングといった多様なマリンアクティビティとも連携することで、海洋リゾートの魅力を存分に発揮し、都市部では体験できない自然志向の楽しみと癒やしを提供する。

イ. 和歌山県の想定する目標

多種多様な観光資源を背景にしたリゾート型IRを整備することにより、日本全体の観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、政府の観光戦略の目標とする訪日外国人旅行者数6,000万人、訪日外国人旅行消費額15兆円、地方部での外国人延べ宿泊者数1億3,000万人泊などの達成に貢献する。具体的に

¹ 三大都市圏とは、東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都、兵庫の8都府県をいう。地方部とは、三大都市圏以外の道県をいう。(観光庁宿泊旅行統計調査参照)

は、次に掲げる目標を達成することを目指す。

(ア) 新たな観光ゲートウェイ・観光街道の形成

ゴールデンルートから外れた位置にある和歌山県にリゾート型 I Rを整備し、世界中から多くの観光客を呼び込み、都市部では体験できない地方部の魅力を感じてもらおう。また、地方部をはじめ日本各地の観光情報の収集・発信を最先端技術で行うとともに、移動や予約等に必要なサービスをワンストップで提供し、来訪者を各地へ送り出すことで、これまで訪日外国人旅行者が訪れることが少なかった地方部と世界をつなぐ観光ゲートウェイを形成することを目指す。

さらに、和歌山 I Rを起点に、関西圏のみならず、伊勢湾、紀伊半島、四国圏などに存在する魅力的な観光資源をつなぎ、巡礼や食文化といったストーリー性を持つ新たな観光街道を形成することで、世界から認知され、再訪者にも訴求する観光地として、I R整備の効果を広域的に波及させることを目標とする。

(イ) リゾート型 I Rならではの M I C E ビジネスの展開

国連世界観光機関や国連教育科学文化機関等が主催する世界的な観光フォーラム、旅行博覧会等の積極的な誘致・企画や、ビッグデータを活用した観光統計・情報の提供及び発信など、国内外への観光関連情報の発信に貢献し、和歌山 I Rが日本の観光産業の拠点の一つとなることを目標とする。さらに、国際会議場施設と展示等施設の同時運用やオーシャンフロントの立地やリゾート型 I Rの特性を生かした M I C E 空間を形成し、主催者の満足度を向上させることで、和歌山 I Rのプレゼンスを高め、我が国での開催に至っていない M I C E イベントの誘致を実現するとともに、M I C E 開催件数の増加に寄与することを目指す。

(9) 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の位置及び規模並びに土地の概要

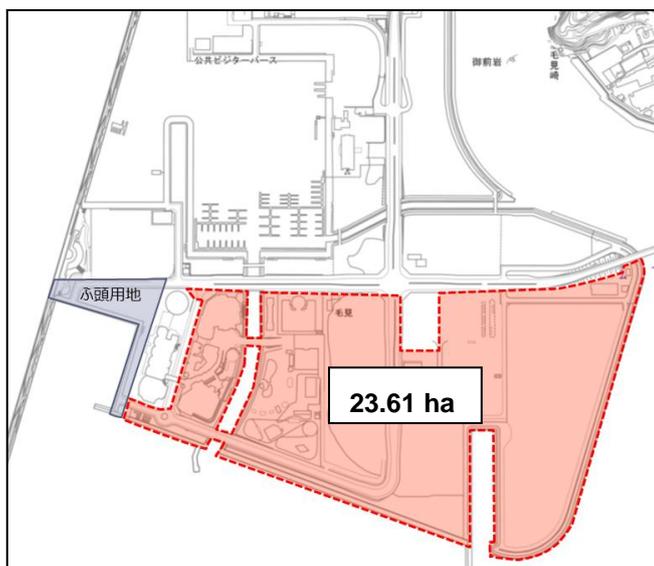
特定複合観光施設区域を整備しようとする区域（以下「IR予定区域」という。）である和歌山マリーナシティは、1994年に竣工した人工島であり、オーシャンフロントの立地を生かしたセーリングのナショナルトレーニングセンターが設置されるなど関西のマリンレジャーの基地として非常に人気の高い観光地である。また、人口・経済規模が大きい京阪神に近接しているとともに、日本屈指の旅客数・便数を誇る関西国際空港への交通ネットワークも充実している。加えて、全域整地造成済であるためすぐに着工でき、日本で最初のIRの開業が可能である。

なお、IR予定区域の位置、規模、既存施設の取扱い及び土地の概要は図表1から4に示す。

【図表1 IR予定区域の位置（広域図）】



【図表2 IR予定区域の位置及び規模】



【図表 3 I R 予定区域の土地の概要】

項目	概要	
土地の概要	所在地	和歌山県和歌山市毛見字馬瀬
	現在の所有者	<ul style="list-style-type: none"> ・和歌山マリーナシティ株式会社 ・ファースト信託株式会社（信託受託者） ・和歌山県
	I R 予定区域を構成する土地の面積	面積：23.61ha
	形状	図表 4 のとおり
法令等に基づく制限 (都市計画法等)	都市計画区域	市街化区域
	用途地域	商業地域
	建ぺい率	80%
	容積率	400%
	高度指定	無
	防火地域	建築基準法第 22 条区域
	特別用途地区	無
	下水道	排水区域

(10) I R 予定区域の土地及び土地に存する既存建築物等の取扱い

本公募開始時点で I R 予定区域の土地及び土地に存する既存建築物等の取扱いはそれぞれ以下のとおりであり、いかなる民間事業者が選定されたとしても、I R 事業者が確実にその土地を利活用できるようにする。

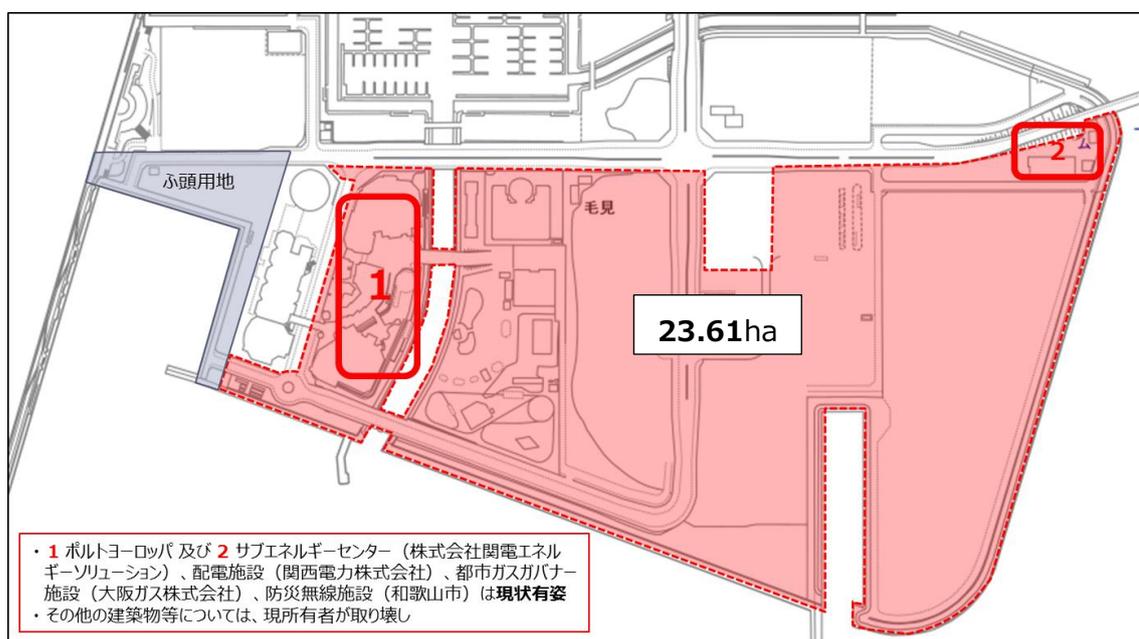
ア. 土地

和歌山県は、2020年3月17日付けで、和歌山県所有部分を除く I R 予定区域の土地建築物等（収去予定の既存建築物等を除く。以下同じ。）について現在の所有者との間で不動産売買契約を締結しており、不動産売買契約に記載の条件に基づき土地建築物等を取得する予定である。なお、土地に存する既存建築物等の取扱いは、下記イ. のとおりとする。

イ. 土地に存する既存建築物等

和歌山県所有部分は更地にした上で、また、和歌山県が現在の所有者から買い受ける部分は不動産売買仮契約書（案）に記載の条件に基づき、I R 事業者に引き渡す。

【図表 4 I R 予定区域の土地に存する既存建築物等】



ウ. 土地の利活用

和歌山県は I R 整備法第 9 条第 11 項に定める国土交通大臣による区域整備計画の認定後、I R 施設を設置するために最適となるよう、当該 I R 区域の都市計画法等、当該 I R 区域に係る法令による制限を見直すとともに、必要な制限の見直しの決定権を有する官公庁に働きかける。また、応募者から公有水面

の使用等について提案があった場合は、必要性及び周辺環境等を検討した上で、速やかに対応する等、I R施設として必要かつ最適な用途に変更する。

エ. I R事業者への譲渡

I R事業者が和歌山県から購入するI R予定区域の土地及び建物の価格は、8,666,292,859円とする。

オ. 段階的整備のための拡張予定地及び附帯事業等用地

応募者がI R予定区域に隣接する土地その他I R予定区域外において附帯事業等を行うための用地を確保し、その活用を想定する場合は、その所在地及び規模と使用方法について、提案するものとする。なお、和歌山県が示すI R予定区域外の附帯事業等の候補地については、3.(4)の⑤に示すものとする。

(11) 特定複合観光施設の設置及び運営

I R事業者は、I R関係法令等を遵守するとともに和歌山県が求める機能や体制等を踏まえ、民間事業者の活力と創意工夫を生かしてI R施設の設置及び運営を行うこと。なお、和歌山I Rを設置及び運営するに当たっての基本的な要件は以下のとおりとし、各施設の整備の方向性及び要件等の詳細を示す3.(4)の⑤を参照すること。

ア. 和歌山の自然美や文化、精神性との共生を踏まえた「Sports & Wellness」をコンセプトに、多種多様な観光資源を背景にしたリゾート型I Rとする。

イ. 施設の意匠は日本遺産「絶景の宝庫 和歌の浦」との調和を図り、I R区域全体のコンセプトを具現化したものとし、新たな景観形成に寄与する。

ウ. ビーチやヨットハーバーに近接するオーシャンフロントの立地を生かした施設配置とし、全ての来訪者にとって快適な回遊性を確保する。

エ. 南海トラフ巨大地震等自然災害に対して強靱かつ「津波による死者ゼロ」を充足する施設及び運営とする。

(ア) MICE施設や宿泊施設について、和歌山県の要請に応じ、来訪者及び周辺住民の避難所、医療救護所、支援物資の輸送拠点とする。

(イ) 全ての来訪者に対する正確な情報や救援物資の提供、その他のオペレーション及び損害に備えた保険の付保などを適切に講じる。

- オ. 新たな日本の観光ゲートウェイとして、スマート I R の実現により、和歌山 I R 自体を最先端の技術や取組のショーケースとする。
- (ア) 次世代型のエネルギーマネジメント、I o T や A I 等を活用した交通マネジメント、区域内施設の設備なども含め、快適な滞在を実現する最先端技術の活用に取り組むものとする。
 - (イ) I R 区域全体を、ワーケーションが可能となる空間とする。
- カ. 全ての来訪者のニーズに対応できる世界水準のユニバーサルデザインであることや、環境負荷低減及び多文化共生、フェアトレード等エシカル消費の観点からも世界の最先端であることとする。
- キ. I R 事業者は、I R 事業を安定的・継続的に運営できる能力及び体制を保持するために、以下の要件を満たすものとする。
- (ア) I R 事業者が事業を確実に遂行できる能力を有すると認められること。
 - (イ) I R 事業者と協力企業²の間で、安定的・継続的に運営するための契約がなされていること。
 - (ウ) 財務面からみて安定的であり、業績が下振れした場合にも適切に対応し、長期的に事業を継続できること。
 - (エ) I R 開業時の大規模雇用について、ダイバーシティの推進や市場競合への配慮等を行い、計画的かつ確実に実施すること。
 - (オ) 人材育成について、和歌山大学をはじめとする高等教育機関との連携や、質の高い要人対応及び緊急時、非常時の迅速な対応といった接遇を可能にするための I R 事業者独自の従業員教育にも取り組むこと。
 - (カ) 従業員の生活環境について、適切に整備すること。
 - (キ) I R 整備法第39条第1項に規定するカジノ事業の実施に関するカジノ管理委員会の免許（I R 整備法第43条第2項の更新を受けた場合には更新後の免許を含む。以下「カジノ事業の免許」という。）を得るまでに進める準備（I R 施設の建設、調達等に係る契約、各種行為準則の策定、従業員の雇用・教育など）の段階から、その役員、株主等、従業員、契約の相手方等における反社会的勢力の排除の徹底に取り組むこと。
- ク. 地域経済の振興及び地域社会の発展に貢献するものとする。
- (ア) 和歌山 I R の持続的な発展に資するため、和歌山をはじめ関西圏及び観光街

² 和歌山 I R に関し、業務の委託又は請負等を受ける者（それらを受けようとする者を含む。）であって S P C に出資を行わない者として、応募企業又はコンソーシアム構成員が選任し、提案審査書類に記載した者をいう。

道圏内を中心とした産品の利用など地域経済との連携を図り、地域経済及び地域社会の発展に向けた取組を積極的に進めること。

- (イ) カジノ利用額に応じて付与される特典を I R 区域外の和歌山県内観光施設等においても利用可能とするなど、来訪者を I R 区域外に誘導するための仕組みを構築すること。

(12) I R施設を構成する施設の種類の種類、機能及び規模等に関する事項

I R施設はカジノ施設のみならず、国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設及び宿泊施設（以下、個別に又は総称して「中核施設」という。）、これらと一体的に設置及び運営される国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設（以下「来訪及び滞在促進寄与施設」という。）から構成される一群の施設であって、民間事業者により一体として設置及び運営される（I R整備法第2条第1項）ものと規定されている。

なお、和歌山 I Rを構成する施設の種類の種類、機能及び規模等に係る基本的な要件は以下のとおりとする。また、応募者は I R関係法令等及び実施方針のほか、各施設の整備の方向性及び要件等の詳細を示す3.（4）の⑤を参照すること。

ア. I R施設に関して本募集要項で使用する用語と I R整備法上の位置付け

I R施設に関して、本募集要項で使用する用語と I R整備法上の位置付けとの関係は図表5のとおりである。

【図表5 特定複合観光施設】

本募集要項で使用する用語		I R整備法上の位置付け
M I C E施設	国際会議場施設	第2条第1項第1号
	展示等施設	第2条第1項第2号
魅力増進施設		第2条第1項第3号
送客施設		第2条第1項第4号
宿泊施設		第2条第1項第5号
来訪及び滞在促進寄与施設		第2条第1項第6号
カジノ施設		第2条第10項

(図表5に関する注記事項)

- M I C E施設は、I R整備法第2条第1項第1号に定める「国際会議場施設」及び同項第2号に定める「展示等施設」を総称する用語とする。
- I R施設として認められるためには、図表5のそれぞれの施設が専らそれぞれの機能を発揮するものとして整備されなければならない。ただし、施設の使用頻度を高め、施設の運営による効果を最大限発揮していく観点から、当該施設の機能を果たしつつ、他の機能としても使用することや、他の施設とつなげて一つの機能を発揮するなど、他の機能を併せて複合的に使用することが可能である。

イ. MICE施設（国際会議場施設及び展示等施設）

- (ア) MICE施設は、IR整備法施行令の基準に適合する規模とする。
- (イ) 世界的な旅行フォーラム等の積極的な誘致・企画や、ビッグデータを活用した観光統計・情報の提供及び発信に加え、国内外へ観光関連情報を発信することで、和歌山IRを日本の観光産業の拠点の一つとする。
- (ウ) オーシャンフロントの立地やリゾート型IRの特性を生かしたMICE空間を形成するとともに、国際的に注目される重要な国際会議等の需要に十分に対応できる規模及び機能を有し、施設の使い勝手が良く、上質で洗練された内装であり、水準の高い飲食サービスが提供されるなど、国際競争力の高い優れたクオリティを有する施設とする。
- (エ) MICEイベントの誘致、企画や運営に必要なノウハウを具備した安定的かつ継続的な体制でもって、和歌山をはじめ関西、観光街道にゆかりのある国際会議や展示等のイベントを積極的に誘致、企画する。また、地域と連携したアフターコンベンションやテクニカルビジット、インセンティブツアーの提供、ユニークベニューの活用等を通じて、誘客効果の最大化や地域経済の促進を図る。
- (オ) 誘致するターゲットを明確にし、IR事業者、和歌山IR/MICE推進協議会³及び高等教育機関等が一体となって、誘致活動に取り組む。

ウ. 魅力増進施設

- (ア) 伝統、文化、芸術、最先端技術、四季折々の自然や催事など様々な日本の魅力を、公演その他の活動をもって最先端技術との融合によりこれまでにないクオリティで発信する施設を整備し、誘客を促す。また、国内外の幅広い来訪者の満足度を高めることによって、和歌山IRへの再訪をも促進する。
- (イ) 和歌山をはじめ関西、観光街道の歴史ある食文化や四季を感じる和食についても、五感で感じる工夫でもって発信及び提供する。
- (ウ) 常に変化する多様な来訪者のニーズを捉え、コンテンツの創造や改良、進化する最先端技術の導入など、フレキシブルな施設の運用や、それらの確実な運営が可能な体制を構築する。

エ. 送客施設

- (ア) 和歌山をはじめ関西圏及び観光街道を含む日本各地の観光資源の発信について、旅行行動を触発する気候、自然、文化、食の情報提供や、五感で感じることにより現地への訪問意欲を掻き立てる施設を整備する。

³ 和歌山商工会議所と和歌山県が中心となってIRへのMICEイベントの誘致を推進する協力体制を構築し、地域経済等の振興等を図る目的で設立された協議会。

- (イ) 和歌山をはじめ関西圏及び観光街道を含む日本各地の観光情報の収集・発信を最先端技術で行い、移動や予約等に必要なサービスをワンストップで提供し、来訪者を各地へ送り出すコンシェルジュ機能を充実させ、これまで訪日外国人旅行者が訪れることが少なかった地方部と世界をつなぐ観光ゲートウェイを形成する。
- (ウ) 和歌山 I R を起点に、関西圏のみならず、伊勢湾、紀伊半島、四国圏等に存在する魅力的な観光資源を回廊でつなぎ、巡礼や食文化などストーリー性のあるテーマでもって、自然や文化を体感できる新たな観光街道を形成する。
- (エ) 観光情報の収集・発信や旅行商品の開発について、和歌山県観光連盟をはじめ、受入先となる自治体やDMO、施設管理者等と連携を図る。さらに、日帰り旅行から中長期の滞在まで、来訪者の多様なニーズに対応することに加え、国内外の来訪者が安心して快適なサービスを楽しむよう、外国語対応人員の配置やA I の活用など機能性も備えた体制を構築する。
- (オ) I R 区域内の各施設と連携し、送客効果の最大化を図る。

オ. 宿泊施設

- (ア) 宿泊施設は I R 整備法施行令の基準に適合する規模であり、宿泊需要に適切に対応できる室数とし、国内外の幅広い来訪者の宿泊ニーズに対応可能な国際競争力のある独自性を有した質の高い滞在環境を創出する。
- (イ) 「Sports & Wellness」を取り入れたサービスや他の中核施設との連携によるシームレスなサービスを提供できる設備と体制でもって、国内外からの来訪や長期滞在を促進する。

カ. カジノ施設

- (ア) カジノ施設の数及び規模について、I R 整備法及び I R 整備法施行令を遵守する。
- (イ) I R 区域全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスの取れたデザイン及び配置とする。
- (ウ) 破産リスクやギャンブル依存症など、カジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響を防止するため、カジノ施設を利用する日本人及び外国人居住者に対して、当該施設へ入場する際に、現金による入金機能及び上限額の設定機能が付与された I R カードの作成を義務づける。また、カジノ施設内での声かけ等を行う依存症対策専門員の配置を行う。
- (エ) カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために和歌山県が行う施策への協力、I R 事業者自身が行うべき対策を実施するとともに、それらの実施に必要な体制を整備する。

キ. 来訪及び滞在促進寄与施設及び関連する施策

- (ア) 来訪及び滞在促進寄与施設は、I R区域の魅力を高めるとともに、I R事業者の創意工夫により、自ら必要とする施設を設置し、他の施設との連携及び一体性をもって、設置及び運営する。
- (イ) 文化、スポーツ施設の設置や民間の活力、創意工夫を生かした来訪・再訪を促すイベントの実施及びナイトタイムの活用等、ビジネスからレジャーまで、大人から子供まで、国内外の幅広い来訪者の満足度を高め、来訪及び滞在を促進する。
- (ウ) I R区域内の運河や隣接する岸壁を利用した海上交通の運営や、区域内における高速バスターミナル等の整備、運営を行う。また、M I C Eイベント開催時の規模や頻度にも応じた交通結節点からのネットワークの構築及びアクセス拠点の整備を行う。
- (エ) 飲食、物販等のサービスについて、一般的な商業施設とは一線を画した質の高い集客力のある施設とする。

ク. その他の留意事項

(ア) 施設供用事業

I R整備法第2条第5項に定める施設供用事業については、和歌山県は想定していない。

(イ) I R事業者が契約上の地位を承継する契約等

I R事業者が、契約上の地位を承継する契約等の詳細は、不動産売買仮契約書（案）において示す。

(ウ) 和歌山 I R開始までに必要となる法律等に基づく手続の確実な履行

I R施設の設置に当たっては、建築基準法、港湾法、都市計画法等に基づく土地利用に関する計画との整合を図るため、それらの法律等に基づく手続が適切に行われなければならない。

(13) 和歌山 I Rにおける費用

ア. 和歌山 I Rの費用

I R事業者は、実施協定に特段の定めがある場合を除き、和歌山 I Rの実施に要する全ての費用を負担する。

イ. 土地費用

I R事業者は、和歌山 I Rを実施する上で必要となる I R予定区域の土地の購入に係る費用及び土地の購入に係る一切の諸経費（売買手数料、不動産取得税、登記費用等）を負担する。

ウ. I R区域のインフラ整備費用

I R事業者は、既に整備されている施設及び供給量に加え、和歌山I Rの遂行のために、新たな施設整備や既存施設の増強等が必要な場合はその内容を示すこと。なお、それら整備の事業費等については、優先権者の選定後に各関係者と協議するものとする。

エ. 優先権者選定後、基本協定の締結により、優先権者が負担しなければならない費用

優先権者は、基本協定の定めるところにより、実施協定の締結に至るまでの履行保証金及び区域整備計画の認定の有無にかかわらず和歌山県が実施した不動産の鑑定費用、土地の分筆費用、和歌山県と現在の所有者との不動産売買契約において和歌山県が負担するものとして定めた費用等を負担する。なお、当該費用の詳細は不動産売買仮契約書（案）及び基本協定書（案）において示す。

(14) 再投資をはじめとするカジノ収益の活用

I R事業者は、カジノ事業から得られる収益の活用について、I R事業の公益性確保の観点から、必要な再投資を行うことに努めるものとする。

また、I R事業者は、以下の例示を含むカジノ事業の収益を活用したI R施設の整備、その他事業内容の向上及び和歌山県が実施する区域整備計画に関する施策の協力を努めるものとする。

ア. I R施設の整備を行うための資本的支出。

イ. カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除のためにI R事業者が自ら行う措置やこれらの強化に係る支出。

ウ. 区域整備計画に関する施策として和歌山県が行うI R区域周辺の開発及び整備、交通環境の改善及びI R区域の整備に伴い必要となる関連施策や、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策などへの協力。

エ. I R施設において提供されるコンテンツの更新又は追加及びこれらに関連する人件費や広告宣伝費などの支出。

オ. 段階的整備に必要な拡張用地の取得及び開発を行うための支出。

カ. その他、各施設の整備の方向性及び要件等の詳細を示す、3. (4)の⑤を参照すること。

(15) 和歌山 I R の事業期間等

ア. 和歌山 I R の事業期間

和歌山 I R の事業期間は、実施協定の発効日から事業期間終了予定日（事業期間が延長された場合は延長後事業期間終了予定日）までの期間とする。ただし、事業期間終了予定日（又は延長後事業期間終了予定日）より前に実施協定の規定に従い解除又は終了したときは、当該解除又は終了の日までの期間とする。

イ. 和歌山 I R の事業期間終了予定日

和歌山 I R の事業期間終了予定日は、I R 整備法第 9 条第 11 項の規定に基づく区域整備計画の認定日の 40 年後の応当日の前日とする。

ただし、I R 事業者は、I R 事業の継続を前提に、延長期間等について協議することができる。

ウ. 区域整備計画の更新

和歌山県及び I R 事業者は、和歌山 I R の事業期間内の区域整備計画の認定の更新申請に当たり、相互に I R 関係法令等に定める区域整備計画の認定の更新に協力する義務を負う。

区域整備計画の認定の更新申請に当たっては、和歌山県及び I R 事業者は、区域整備計画の認定の有効期間満了日の 1 年前の応当日までに区域整備計画の認定の更新の内容等についての協議を完了し、和歌山県と I R 事業者は協力の上、I R 関係法令等に定める区域整備計画の認定の更新手続等を実施する。

エ. 実施協定の有効期間の更新（事業期間の延長）

和歌山県及び I R 事業者は、事業期間終了予定日（事業期間が延長された場合は延長後事業期間終了予定日）の 5 年前から、事業期間の延長（実施協定の有効期間の更新。区域整備計画の更新も必要となる。）に係る協議を開始する。

I R 事業者は、事業期間の延長を希望する場合、事業期間終了予定日（事業期間が延長された場合は延長後事業期間終了予定日）の 3 年前の応当日までに、和歌山県に対して事業期間の延長の申入れを行う。

I R 事業者が事業期間の延長の申入れを行った場合、和歌山県及び I R 事業者は、事業期間終了予定日（事業期間が延長された場合は延長後事業期間終了予定日）の 2 年前の応当日までに、事業期間の延長の可否及びその内容等についての協議を完了しなければならない。

オ. 和歌山 I R の事業開始予定日

和歌山 I R の事業開始予定日については、実施協定において別途定める。

(16) I R 区域の整備に係るスケジュール（想定スケジュール）

応募者には、図表 6 に示す想定スケジュールを参照の上、I R 事業者として想定する I R 施設の営業を開始するまでの工程の詳細、例えば、建設工事に着手する時期及び建設工事が完了する時期、I R 施設としての開業の時期（カジノ施設以外の I R 施設の一部を、I R 全体の開業に先立って開業する場合には、その開業時期を含む。）等に区分して、できる限り具体的に提案することを求める。

なお、和歌山県では、2025 年春頃の I R 開業を目指しているが、当該想定スケジュールは、国の定める区域整備計画の認定に係る期間、カジノ事業の免許の取得に要する期間、和歌山県による和歌山 I R の検討状況及び本公募の実施結果等を踏まえて、今後変更することがある。

【図表 6 想定スケジュール】

時期	項目
2021 年 1 月頃	優先権者の選定
優先権者選定後速やかに	基本協定の締結
2021 年 7 月 30 日まで	区域整備計画の認定申請
2021 年秋頃から冬頃	国による区域認定
区域認定後速やかに	実施協定の締結
2022 年春頃	土地の引き渡し
2025 年春頃	I R 開業

(17) 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するために和歌山県が実施する施策及び措置への協力

I R 事業者は、カジノ事業から得られる収益について、カジノ事業が I R 区域の整備の推進のために特別に認められるものであることに鑑み、I R 施設の整備その他和歌山 I R の事業内容の向上や、和歌山県が実施する区域整備計画に関する施策への協力に充てるよう努めなければならない。

ア. インバウンドの促進のための施策及び措置

和歌山県は、海外プロモーションの更なる強化や、伊勢湾から紀伊半島、四国圏までの一帯を観光街道として設定し、周辺自治体等とも連携・協力した上で、観光地の受入環境整備を多角的かつ継続的に行うことでインバウンド及び滞在型観光を促進する。

I R事業者は、上記について和歌山県等と連携・協力して取り組むものとする。

イ. M I C E誘致のための施策及び措置

和歌山県は、和歌山 I R / M I C E 推進協議会をコンベンションビューローに発展させ、関係する民間事業者、高等教育機関等と連携・協力しながら M I C E 誘致を推進していく。

I R事業者は、上記の施策及び措置に連携・協力して取り組むものとする。

(18) カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項

I R事業者は、暴力団員等のカジノ施設への入場の禁止、マネー・ローンダリング防止のための措置、20歳未満の者のカジノ施設への入場禁止、日本人や外国人居住者を対象とした一律の入場回数制限や入場料の賦課、依存防止規程に基づく利用制限措置や相談窓口の設置をはじめとする依存防止のための措置、日本人等に対する貸付業務の規制や広告及び勧誘の規制など、I R関係法令等に基づき取り組むことが求められるカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置を講じなければならない。

また、和歌山県警察との情報共有及び連絡体制の構築、治安維持のための防犯カメラの設置、防犯上の観点も踏まえた I R施設のレイアウトの設計、自主警備のための体制の確保、地域住民等からの苦情等を受け付ける体制の整備など、I R区域における犯罪の発生の予防のための措置を講じなければならない。加えて、I R区域には多数の外国人が来訪することを踏まえ、外国語にも対応できる警備員の配置などの措置も講じなければならない。

このほか、和歌山県警察からの協議に応じ、積極的な協力を行わなければならない。

4. 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

本公募に参加できる応募者の構成は、次のとおりである。

ア. 応募者は、I R施設を一体として設置し、運営する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とする。

イ. 応募者は、応募企業、コンソーシアムを構成する企業（以下「コンソーシアム構成員」という。）の名称及び和歌山 I Rの遂行上果たす役割等を明らかにす

る。

ウ. コンソーシアムにあつては、コンソーシアム構成員のうち、和歌山県と共同して区域整備計画を作成し、SPCへの出資及びIR事業運営開始後の経営について、主導的な役割を担うこととなる主たる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、代表企業以外のコンソーシアム構成員は様式集及び記載要領（参加資格審査編）に定める「委任状」を提出し、当該代表企業が応募手続を行い、和歌山県との窓口を務めること。

エ. 応募企業及びコンソーシアム構成員は、SPCに出資してIR事業者の株主総会において議決権を行使することができる株式（以下「議決権株式」という。）全ての割当てを受けることを予定するものとし、IR事業者の全ての議決権株式は、応募企業及びコンソーシアム構成員に割り当てられるものとする。

(2) 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格要件

応募企業及びコンソーシアム構成員はいずれも下記の参加資格を全て満たさなければならず、参加資格を満たすことを証明するための書類の提出を求められた場合には、速やかにこれを和歌山県に提出する。また、応募企業又はコンソーシアム構成員が設立しようとするSPCをして和歌山IRを遂行させようとする場合に、その応募企業又はコンソーシアム構成員のIR整備法第2条第12項の定める主要株主等基準値以上の数の議決権又は株式若しくは持分（以下「議決権等」という。）の保有者が、同条項の定める認可主要株主等となる場合には、当該保有者についても同様とする。

なお、国外事業者においては、以下のオ. 及びカ. の（イ）から（キ）までの参加資格について、その適用される法令に照らして同等の要件を満たしていると和歌山県が確認できることが必要である。

ア. 和歌山IRを遂行（その設立しようとするSPCをして遂行せしめる場合を含む。以下本項において同じ。）する意思があり、その人的構成、組織形態及び資本構成等の状況に照らして、和歌山IRを的確に遂行することができる能力を有し、また、その役員（IR整備法第23条第2項で定義する者（ただし、同項の適用に限り含まれる者は除く。）をいう。以下本項において同じ。）が心身の状況に照らして、和歌山IRを的確に遂行できるものであること。

イ. 自己及びその役員が十分な社会的信用を有する者であること。

ウ. 和歌山IRを健全に遂行するに足りる財産的基礎を有するものであること。

エ. 和歌山IRを自ら遂行しようとする場合には、議決権等の保有者及び当該主要

株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときはその役員が十分な社会的信用を有する者であること。

オ. 破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算の手續その他国内外においてこれらに類似する法的倒産手續又は事業再生ADRその他私的整理手續の開始が申立て又は申請されておらず、またかかる申立て又は申請の原因も存しない者であること。

カ. 次の（ア）から（キ）までのいずれにも該当しない者であること。

（ア）IR整備法第41条第2項各号（第1号イは除く。）のいずれかに該当する者

（イ）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する者

（ウ）参加資格審査書類の提出期限の日において、国税又は地方税を滞納している者

（エ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号から第3号に掲げる者、又は和歌山市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に掲げる者のいずれかに該当する者

（オ）和歌山県の事務及び事業における暴力団の排除に関する要綱に基づく排除措置対象者に該当する者

（カ）和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱、和歌山県物品の購入等の契約に係る入札参加資格停止要領若しくは和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領に基づく入札参加資格の停止等の措置を受けている者又は当該要綱等の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する者

（キ）和歌山市建設工事等指名停止基準、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱、和歌山市企業局建設工事等指名停止基準若しくは和歌山市企業局物品等調達業者指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けている者又は当該基準等の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する者

キ. 公募アドバイザー又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者⁴でないこと。

ク. 選定委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面若しくは人事面等にお

⁴ 「資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者」とは、次の者をいう。

- イ) 親会社等と子会社等の関係にある者（親会社等及び子会社等の範囲については会社法（平成17年法律第86号）の定めによる。）
- ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある者
- ハ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている者
- ニ) 上記イ) からハ) のほか、事業方針の決定を実質的に支配し、又は支配される関係にあると認められる者

いて一定の関連のある者でないこと。

ケ. 和歌山県又は和歌山市と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。

- (3) 公募アドバイザー、選定委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者及び和歌山県又は和歌山市と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者の関与制限

以下のいずれかに該当する者は、協力企業又は和歌山 I R の選定に関連する応募アドバイザー⁵になることはできない。

ア. 公募アドバイザー又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者

イ. 選定委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者

ウ. 和歌山県又は和歌山市と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者

- (4) 複数応募

応募企業又は代表企業及びこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者は、他の応募企業、コンソーシアム構成員又は協力企業となることはできない。ただし、代表企業ではないコンソーシアム構成員又は協力企業及びこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者は、他のコンソーシアムのコンソーシアム構成員（代表企業を除く。）又は協力企業となることができる。

- (5) 複数応募が認められる場合の情報遮断措置の構築に係る誓約書の提出義務

代表企業ではないコンソーシアム構成員、協力企業又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者が、他のコンソーシアムのコンソーシアム構成員（代表企業を除く。）又は協力企業（以下「複数応募企業」という。）となる場合においては、提案内容が同質化することを回避すること及び、いずれのコンソーシアムのコンソーシアム構成員又は協力企業に対しても、直接的又は間接的に不利益を与えるおそれのある行為をしないことが求められる。そのため、複数応募企業は、各コンソーシアムに参加する自社の担当職員の間で情報遮断措置を構築している旨、違反した場合には複数応募企業の属するコンソーシアムの全てが失格となることを理解し

⁵ 弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門家であって、特定の応募企業又はコンソーシアムのために応募提案を検討・支援する者として応募企業又はコンソーシアム構成員が選任し、提案審査書類に記載した者をいう。

ている旨などを記載した誓約書を、参加資格審査書類提出時に複数応募企業の属する各コンソーシアムについて全てのコンソーシアム構成員の連名で和歌山県に対して提出すること。

(6) 応募者の変更

参加資格審査書類の提出以降、応募企業又は代表企業の変更は認めない。

応募企業又は代表企業は、参加表明書等（様式集及び記載要領（参加資格審査編）に定める様式2-①から様式2-⑥をいう。以下同じ。）の提出以降、提案審査書類の提出までの間、コンソーシアム構成員を追加する（応募企業が、コンソーシアムとなって提案審査書類の提出を行う場合を含む。）ことができるものとする。

提案審査書類の提出以降、応募企業、代表企業及びコンソーシアム構成員の変更は原則として認めない。また、応募企業、代表企業又はコンソーシアム構成員が参加資格要件を満たさなくなった場合、和歌山県に速やかに通知しなければならない。

5. 民間事業者の募集及び優先権者の選定方法

(1) 募集及び選定のスケジュール

和歌山県は、以下のスケジュールに沿って、優先権者を選定する予定である。

ただし、国における基本方針、関係政省令及び規則等の制定時期・内容や区域整備計画の認定時期等を踏まえて、必要に応じて以下のスケジュールを変更することがある。

スケジュール（予定）	内容
2020年3月30日	募集要項等に対する質問受付開始予定日
2020年4月30日	募集要項等に対する質問受付終了予定日及び応募企業又は代表企業の参加資格審査書類の提出期限
2020年5月頃	応募企業又は代表企業の参加資格審査結果の通知
2020年6月頃	競争的対話の開始予定時期
2020年9月25日	競争的対話の終了予定日
2020年10月19日	提案審査書類の提出期限及びコンソーシアム構成員の参加資格審査書類の提出期限
2020年11月頃	コンソーシアム構成員の参加資格審査結果の通知
2021年1月頃	優先権者の選定

(2) 参加表明書等の提出

参加資格審査に参加する応募企業又は代表企業（以下「参加資格審査参加者」という。）は、様式集及び記載要領（参加資格審査編）に定めるところに従い、守秘義務対象開示資料の貸与に係る書類を作成し、和歌山県に提出する。

ア. 書類受付期間

2020年3月31日（火）9：30から4月30日（木）17：00まで（必着）

イ. 提出場所・方法

参加資格審査参加者は、作成した守秘義務対象開示資料の貸与に係る書類を電子メールにより和歌山県に送付する。また、和歌山県に事前連絡をした上で、持参又は郵送（書留等、配達記録の残る方法）でも提出すること。なお、持参する場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く各日の9：30から17：00までとする。

ウ. 審査料の負担

参加資格審査参加者は、和歌山 I R のために和歌山県が民間事業者の選定の

ために要する費用の一部を審査料として負担するものとし、以下(ア)から(エ)により、金 1,000 万円⁶を和歌山県に納付する。

- (ア) 参加資格審査参加者は、和歌山県の発行する納入通知書により審査料を納付すること。
- (イ) 納入通知書は、守秘義務対象開示資料の貸与に係る書類の提出受付後 3 営業日以内を目安に発行し、参加資格審査参加者に送付する。
- (ウ) 納付期限は、納入通知書発行日から 15 日間とする。
- (エ) 審査料を納付した参加資格審査参加者は、納付後速やかに当該納付の完了を確認できる書類の写しを和歌山県に提出すること。

エ. 守秘義務対象開示資料の貸与

和歌山県は、審査料納付の完了を確認できる書類の写しを受領後、速やかに参加資格審査参加者に対して守秘義務対象開示資料を貸与する。

- 貸与受付開始日時： 2020 年 4 月 6 日（月） 9:30～
受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く各日の
9:30 から 17:00 までとする。
- 貸与方法： 守秘義務対象開示資料については、主としてバーチャルデータルーム(以下「VDR」という。)による貸与を予定している。
- 第三者への開示方法： 様式集及び記載要領（参加資格審査編）に定める方法によるものとする。

なお、守秘義務の遵守に関する誓約書の内容には、参加資格審査又は提案審査で開示される資料の守秘義務を含むものとする。

⁶ 当該審査料の額は、2019 年 4 月 1 日付けで和歌山県が締結した「和歌山 I R に関するアドバイザリー業務」委託にかかる費用のうち、民間事業者の選定手続等に密接に関連する費用に相当する部分の一部に該当する。

オ. 守秘義務対象開示資料

守秘義務対象開示資料は、以下のとおりとする。

- ① 基本協定書（案）
- ② 実施協定書（案）
- ③ 不動産売買仮契約書（案）
- ④ 関連資料集
 - (i) 競争的対話について
 - (ii) プレゼンテーション実施要領
 - (iii) その他関連資料
- ⑤ 様式集及び記載要領（提案審査編）
- ⑥ 参考資料集

カ. 貸与資料の破棄

守秘義務対象開示資料の貸与を受けた企業及び当該企業から守秘義務対象開示資料の開示を受けた第二次被開示者は、その印刷物等（守秘義務対象開示資料の印刷物、複写物、複製及びハードディスク等の記録媒体への記録を含むがこれに限らない。）の使用を終えた時点で責任を持って破棄し、様式集及び記載要領（参加資格審査編）に従って記入した破棄義務の遵守に関する報告書を和歌山県に提出すること。

なお、守秘義務対象開示資料の貸与を受けた企業及び当該企業から守秘義務対象開示資料の開示を受けた第二次被開示者が、法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により守秘義務対象開示資料の情報を保持することが義務付けられていることで、守秘義務対象開示資料を破棄することができない場合には、様式集及び記載要領（参加資格審査編）に従って、その理由、破棄予定日及び破棄方法を記載した破棄義務の延期に関する誓約書を和歌山県に提出すること。

(3) 応募企業又は代表企業の参加資格審査

参加資格審査参加者は、様式集及び記載要領（参加資格審査編）に定めるところに従い、参加資格審査書類を作成し、和歌山県に提出する。

ア. 参加資格審査書類の受付期間

2020年3月31日（火）9：30から4月30日（木）17：00まで（必着）

イ. 参加資格審査書類の提出場所・方法

参加資格審査参加者は、作成した参加資格審査書類を電子メールにより和歌山県に送付する。また、和歌山県に事前連絡をした上で、持参又は郵送（書留等、配達記録の残る方法）でも提出すること。なお、持参する場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く各日の9：30から17：00までとする。

ウ. 参加資格審査の方法

参加資格審査参加者が提出した参加資格審査書類について、和歌山県が審査を行う。

エ. 参加資格審査結果の通知

和歌山県は、参加資格審査参加者に対して参加資格審査の結果を通知する。なお、参加資格審査結果の通知予定日は、2020年5月頃とする。

(4) コンソーシアム全体の参加資格審査

参加資格審査参加者がコンソーシアムである場合、代表企業がコンソーシアム構成員について参加資格審査書類を和歌山県に提出する。

ア. 参加資格審査書類の受付期間

2020年5月1日（金）9：30から10月19日（月）17：00まで（必着）

イ. 参加資格審査書類の提出場所・方法

参加資格審査参加者は、作成した参加資格審査書類を電子メールにより和歌山県に送付する。また、和歌山県に事前連絡をした上で、持参又は郵送（書留等、配達記録の残る方法）でも提出すること。なお、持参する場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く各日の9：30から17：00までとする。

ウ. 参加資格審査の方法

参加資格審査では、参加資格審査参加者の参加資格審査書類について、和歌

山県が審査を行う。

エ. コンソーシアム全体の参加資格審査結果の通知

和歌山県は、応募企業又は代表企業に対して参加資格審査の結果を通知する。
なお、参加資格審査結果の通知予定日は、2020年11月頃とする。

(5) 応募企業又はコンソーシアム全体の参加資格審査後の変更

応募企業又は代表企業及びコンソーシアム構成員について、参加資格審査書類提出後、コンソーシアム全体の参加資格審査書類提出期限までに、株主や役員の変更、直近の決算書類の確定等の状況変更が発生した場合、様式集及び記載要領（参加資格審査編）の定めるところに従い、参加資格審査書類を再提出すること。なお、変更後の参加資格審査結果の通知予定日は、2020年11月頃とする。

(6) 競争的対話の実施

和歌山県は、参加資格審査を通過した者と競争的対話を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて基本協定書（案）及び実施協定書（案）等の調整を行う。

競争的対話においてはコンソーシアム構成員、協力企業及び応募アドバイザーの同席を認める。

競争的対話においては、和歌山県に対して以下の確認等を行うことができる。

ア. 現地視察によるIR予定区域の現状等の確認

イ. 募集要項等の内容についての記載内容や解釈の確認

ウ. 募集要項等の内容について修正提案を行いたい場合に、当該修正提案に対する和歌山県の見解の確認

エ. 資料の追加要望

オ. その他、必要な事項の確認

(7) 選定委員会の設置

和歌山県は、優先権者等の選定に当たり、提案審査書類に対する審査（以下「提案審査」という。）を公平かつ公正に行うため、有識者等からなる選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会から優先権者選定基準及び評価内容等についての意見を聴くものとする。

なお、選定委員会の構成員は以下のとおりとし、選定委員会の会議は非公開とする。

(委員長)

谷口 博昭 一般財団法人 建設業技術者センター 理事長、
芝浦工業大学 客員教授

(副委員長)

苗村 淑子 大阪成蹊大学 経営学部 客員教授

(委員)

池田 学 公認会計士・税理士、池田公認会計士事務所 代表、
税理法人 SORA 社員税理士

久保 成人 東京空港交通株式会社 専務取締役

坂井 浩史 公認会計士、RSM 清和監査法人 代表社員 神戸事務所長
辻 義之 野村証券株式会社 顧問、元警察庁生活安全局長、
元和歌山県警察本部長

宗本 順三 一級建築士、株式会社ラウムアソシエイツ一級建築士事務所
代表取締役、京都大学 名誉教授 工学博士

山形 康郎 弁護士法人 関西法律特許事務所 パートナー

吉川 左紀子 京都芸術大学副学長、同大学文明哲学研究所所長

(50 音順、敬称略)

(8) 提案審査

提案審査参加者は、様式集及び記載要領（提案審査編）に定めるところにより、提案審査書類を作成し、和歌山県に提出する。

ア. 提案審査書類の受付期間

2020 年 6 月 1 日（月）9：30 から 10 月 19 日（月）17：00 まで（必着）

イ. 提案審査書類の提出場所・方法

提案審査参加者は、和歌山県に事前連絡をした上で、様式集及び記載要領（提

案審査編)に定めるところにより、作成した提案審査書類を持参又は郵送(書留等、配達記録の残る方法)で提出すること。なお、持参する場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く各日の9:30から17:00までとする。

ウ. 提案審査の方法

提案審査では、提案審査参加者から提出された提案審査書類に基づいて、選定委員会が審査を行う。提案審査書類提出後、提案審査参加者が選定委員会に対してその提案に係るプレゼンテーションを行う機会を設けることを予定している。

(9) 予備調査

I R事業者は、和歌山県と共同して作成する区域整備計画が認定された場合は、カジノ事業の免許の申請を行うこととなる。そのため、和歌山県は、優先権者を選定する段階においても、カジノ事業の免許の基準を踏まえ、適格性につき確認(以下「予備調査」という。)を行う。

ア. 予備調査の調査対象及び調査方法

予備調査は、I R事業者の役員予定者及びI R事業者の株主(当該株主が法人である場合は、当該法人の役員。以下同じ。)が暴力団員等に該当しない者であるかどうかについての和歌山県公安委員会への照会等、カジノ事業の免許を取得する上での欠格事由が存在しないことを確認するための調査等を行う。ただし、和歌山県は、必要に応じて、調査方法の変更や調査範囲の拡大等により追加の調査を行うことがあり、これに係る和歌山県からの追加資料の提出等の要求があった場合は、I R事業者はこれに協力しなければならない。

イ. 予備調査の期間

予備調査の期間は、応募企業又は代表企業の参加資格審査書類提出後、提案審査終了までの期間とする。

(10) 優先権者等の選定

和歌山県は、選定委員会の審査を経て、提案審査参加者の順位を決定し、和歌山市及び和歌山県公安委員会との協議を経て、第一位の者を優先権者、第二位の者を次点権者として選定する。

(11) 提案審査結果の通知

和歌山県は、提案審査の結果を提案審査参加者に対して通知する。

(12) 提案審査結果の公表

和歌山県は、提案審査の結果を、選定方法及び評価の過程並びに結果に応じた選定過程の透明性を示すために必要な資料（公表することにより、当該優先権者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。）と併せて、速やかに和歌山県のホームページへの掲載その他適宜な方法により公表する。

6. 優先権者選定後の手続

(1) 基本協定の締結

優先権者は、競争的対話に基づいて修正された基本協定書（案）に基づいて、和歌山県と速やかに基本協定を締結しなければならない。優先権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に区域整備計画の認定申請に至らないことが明らかとなった場合その他優先権者が設立するSPCとの間で実施協定の締結に至らないと判断される場合には、和歌山県は提案審査で決定された順位に従って、次点権者を優先権者として、改めて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。なお、和歌山県は、競争的対話への参加者との競争的対話に基づいて調整された基本協定書（案）の修正には、原則として応じない。

(2) SPCの設立

優先権者は、基本協定締結後速やかに、和歌山IRの実施を事業目的とするSPCとして、会社法に規定する株式会社を設立しなければならない。

(3) 区域整備計画の作成及び認定申請

ア. 区域整備計画の作成

和歌山県は、優先権者及びSPCと共同して、IR整備法第9条の規定に基づき、基本方針及び実施方針に即して、国土交通大臣へ申請する区域整備計画を作成する。この際、優先権者及びSPCは和歌山県に最大限協力しなければならない。

イ. 区域整備計画の認定申請

和歌山県は、優先権者及びSPCと共同して作成した区域整備計画の認定を国土交通大臣に申請する。

(4) 優先権者及びSPCによる和歌山IR運営開始準備行為

優先権者及びSPCは、和歌山県との区域整備計画の共同作成及び認定申請並びに実施協定の締結準備と並行して、和歌山IRの運営開始に向けた準備行為を実施することができる。

(5) 実施協定の締結

和歌山県及びSPCは、和歌山IRの長期間にわたる安定的で継続的な実施に向けて、区域整備計画の認定後、国土交通大臣の認可を受けて、速やかに競争的対話に基づいて調整された実施協定書（案）でもって、実施協定を締結しなければならない。

なお、和歌山県は、競争的対話に基づいて調整された実施協定書（案）の修正には、原則として応じないが、区域整備計画の作成や実施協定の締結に際して必要となる最小限の修正はこの限りではない。

(6) 実施協定の概要の公表

和歌山IRはIR事業者が設置・運営するものであるが、その実施は地域に及ぼす影響が大きいことから、IR整備法第13条第5項の規定により、和歌山県は、和歌山IRの具体的な実施体制及び実施方法等を定めた実施協定の概要を公表する。

7. IR事業者の責任の明確化等と和歌山IRの円滑かつ確実な実施の確保に関する事項

和歌山IRを安定的かつ継続的に実施するため、IR事業者の責任の履行確保の方法、事業計画及び報告やIR事業者の権利及び義務等について、以下に示す。

(1) IR事業者の責任の履行確保の方法

和歌山県は、IR事業者について、実施協定及び区域整備計画に定められた事項の適正かつ確実な履行、区域整備計画に基づく目標等の達成状況、カジノ事業の収益を活用した再投資の実施状況、必要十分な再投資、財政状態及び経営成績並びにIR関係法令等が要求する基準や手続の遵守状況をモニタリングする。モニタリングの結果、目標等の達成状況に改善の必要性が認められた場合、IR事業者に対して措置等を求める。なお、これらの詳細は、実施協定書（案）において示す。

(2) IR事業者による履行保証金等の差入れ

IR事業者は、和歌山IRの履行を保証するために、履行保証金（又は金融機関等による保証証書）を和歌山県に差し入れることとする。履行保証金の金額及び差入時期並びに履行保証金の返金条件等の詳細は実施協定書（案）において示す。

(3) 事業計画及び報告等

ア. 毎年度の事業計画

IR事業者は、実施協定に定めるところに従い、毎事業年度の開始までに、IR整備法第16条第1項及び第2項の規定に基づく事業計画を作成し、和歌

山県に提出する。

イ. 報告

I R事業者は、実施協定に定めるところに従い、I R整備法第 28 条第 4 項及び I R整備法施行規則の規定に基づく報告書、I R整備法第 28 条第 11 項、第 12 項及び I R整備法施行規則の規定に基づく報告書並びに毎事業年度の事業実施状況の報告書等を作成し、和歌山県に提出する。

(4) I R事業者の権利及び義務等

I R事業者は、和歌山県との間で締結した実施協定上の地位及び一切の契約上の地位、並びに、実施協定及び契約に基づく権利、義務について、第三者への譲渡及び担保権の設定並びに処分をしてはならない。

また、和歌山 I Rの実施に必要な資金調達として、実施協定に定める I R事業者の資産、権利又は契約上の地位に金融機関からの借入のための担保権を設定する必要がある場合、I R事業者は、和歌山県にその内容を通知するとともに、その担保権の処分等について、7. (7) に定める金融機関と和歌山県との直接協定を条件としてこれを行うことができる。なお、I R事業者の権利及び義務等については、実施協定等において示すものとし、実施協定等において特段の定めのある場合を除き、I R事業者は和歌山 I Rの実施に係る一切の責任を負うものとする。

(5) 和歌山 I Rにおけるリスク及びその分担の在り方

和歌山 I Rにおけるリスクは、実施協定等に特段の定めのない限り、I R事業者が負うものとする。以下、例外的に和歌山県がリスクを分担することがある場合を列挙する。なお、詳細については、実施協定書（案）に示す。

ア. 不可抗力

(ア) 和歌山県及び I R事業者のいずれの責めにも帰すべからざる異常気象、自然災害、内乱若しくは敵対行為又は疫病等であって、和歌山 I Rの実施に直接かつ不利な影響を与える等、いわゆる不可抗力事象（以下「不可抗力」という。）が発生した場合、原則として、I R事業者に生じた損害は自らが負担する。

(イ) I R事業者は、和歌山 I Rの事業期間中、自らが実施協定で定める保険に加入しなければならない。

(ウ) I R事業者は、不可抗力によって和歌山 I Rの全部又は一部を実施することができなくなった場合、和歌山県に対して速やかに通知し、復旧に向けて協議する。和歌山県は、I R事業者による復旧及び継続に最大限協力する。

(エ) I R事業者は、不可抗力により実施協定に基づく義務の全部又は一部の履行が不能となった場合、履行不能となった義務の履行を免れるものとする。詳細については、実施協定書（案）において示す。

イ. 法令等変更及び特定条例等変更

(ア) 基本協定締結後、和歌山 I Rの事業期間終了日までの間に、法令等の変更又は新設（和歌山県及び和歌山市による特定条例等の変更又は新設を除く。）が行われ、和歌山県又は I R事業者に損失が生じた場合、各自が負担する。

(イ) 実施協定締結後、和歌山 I Rの事業期間終了日までの間に、和歌山県及び和歌山市による特定条例等の変更又は新設が行われ、I R事業者に損失が生じた場合、実施協定に定めるところにより、和歌山県が負担する。

(6) 和歌山 I Rの継続が困難となった場合の措置

和歌山 I Rの業績不振、カジノ事業の免許が取得若しくは更新できない場合、国土交通大臣により区域整備計画の認定が取り消される場合若しくは認定の更新がなされない場合、災害の発生その他の事由により、和歌山 I Rの継続が困難となる場合又はそのおそれが強いと認められる場合には、和歌山県と I R事業者は、その状態の修復を図らなければならない。

また、その状態の修復が不可能である場合には、和歌山県及び I R事業者は、I R事業者の交替等による和歌山 I Rの継続に向けた協議を行い、相互に最大限協力する義務を負う。

なお、和歌山 I Rの継続が困難となった場合の措置の詳細については、資産の処分方法も含め実施協定書（案）において示す。

(7) 金融機関との協議

和歌山県は、和歌山 I Rの実施のために必要と認めた場合には、融資金融機関による I R事業者の資産、権利又は契約上の地位に対する担保権の設定及び融資金融機関の担保実行による株主の交代その他一定の事項について、I R事業者に融資を行う金融機関と協議を行い、当該金融機関と直接協定を締結することがある。

(8) I R区域の周辺地域の開発及び整備並びに交通環境の改善等に係る施策及び措置

ア. 安全で円滑な交通アクセスのネットワーク形成

来訪者の利便性の確保及び周辺地域の交通環境への配慮のため、新たな交通アクセスや駐車場及び交通安全施設等の整備など、I R区域の内外における安全で円滑な交通ネットワークを形成し、周辺住民や利用者の安全確保はもとより、安定的かつ継続的な誘客・送客機能としての交通体系を構築するものとする。

る。

なお、事業費の負担等については、各関係者と I R 事業者で協議するものとする。

イ. 観光公害（オーバーツーリズム）対策のための措置

最先端技術の活用などにより、I R 区域内外の環境への配慮、地域社会との調和といった観光公害対策について、和歌山県と I R 事業者が協同し、長期的に和歌山 I R と住民の住環境が両立する環境づくりを行うものとする。

(9) 優先権者選定後の I R 事業者等の株主の変更等

ア. 株主の変更等

優先権者選定後のコンソーシアム構成員又は S P C の株主の変更又は追加等については、基本協定及び実施協定に定める要件及び手続に従ってのみ行うことができる。

イ. I R 事業者の議決権等の保有者の十分な社会的信用を確保するために必要な措置

I R 事業者は、I R 整備法第 64 条第 1 項の規定に基づき、当該 I R 事業者の議決権等の保有者の十分な社会的信用を確保するために必要な措置として、当該議決権等の保有又は譲渡を制限する措置その他のカジノ管理委員会規則で定める措置を講じなければならない。

8. 応募に関する留意事項

(1) 収賄等の不正行為の防止

和歌山県は、民間事業者の選定の公正性及び透明性の確保並びに収賄等の不正行為を防止するため、「和歌山県特定複合観光施設設置運営事業者選定業務に係る対応指針」を定め、これを運用している。和歌山県は、民間事業者選定時においてもこれを遵守し選定を行う。

また、応募者は、応募の前段を含め、本公募の手続外で和歌山県職員（特別職を含む）及び公募アドバイザー並びに選定委員会の委員、委員が属する団体及び委員と一定の関係のある者に対して、直接又は間接を問わず、本公募に関して自己に有利になるよう働きかけてはならない。

(2) 応募の前提

ア. 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載の条件を十分に理解し、これを承諾して応募すること。応募者は、募集要項等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。

イ. 費用負担等

本公募における全ての手続のうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者自らの責任と費用負担によりこれを行う。

ウ. 書面主義及び使用言語

本公募に関して和歌山県に対して行う全ての意思表示は、募集要項等に別段の定めのない限り書面によるものとし、使用する言語は日本語とする。

応募者が国外の企業から構成される場合、日本語と英語の併記を認めるが、その内容が異なるときは日本語の記述が優先される。また、参加資格に係る資料の一部として応募者から提供される印刷物については外国語のものも認められるが、その場合、関連部分について日本語による正確な翻訳を添付するものとする。

なお、対話等口頭のやり取りについては、日本語の通訳を利用する限りにおいて、日本語以外の言語を使用することも可能である。ただし、通訳を利用する場合は、可能な限り同時通訳（機器材の準備含む。）とすること。

エ. 通貨及び単位

提案審査書類、質問・回答、審査等において使用する通貨及び単位は、日本円及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(3) 提案審査書類の取扱い

提案審査書類の取扱いは以下のとおりとする。

ア. 著作権

提案審査書類の著作権は、当該書類を提出した者に帰属する。なお、和歌山県が必要と認めるときは、和歌山県は提案審査書類の全部又は一部（プレゼンテーションにおける配布資料及び映像等を含む。以下同じ。）を同意なく無償で使用できるものとする。なお、提案審査書類は返却しない。

イ. 特許権等

和歌山県は、提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の法令に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じる責任を負わない。

ウ. 提案審査書類の公開について

和歌山県は、必要に応じて、応募者が提出した提案審査書類の全部又は一部を公開する。ただし、提案審査書類に関する営業秘密等であって、提案審査書類の公開により、当該応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報は公開しない。提案審査においてそれらの情報が含まれる場合は、応募者は、それらを明らかにすること。

エ. 提案内容の矛盾について

提案図面あるいはイメージ図等と、文書による記載内容に矛盾がある場合には、文書による記載内容が優先するものとする。

オ. 提案内容の履行義務について

優先権者が、各審査段階において和歌山県に提示した提案及びプレゼンテーション時の提案内容に係る質問及びその回答については、I R 事業者がこれを履行する義務を負う。

(4) 和歌山県からの提示資料の取扱い

和歌山県が提供する資料は、本公募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は応募を無効とする。

ア. 4. に定める参加資格要件を満たさない者が応募したとき

イ. 審査書類が不足しているとき

ウ. 審査書類が様式集及び記載要領に従い記載されていないとき

エ. 審査書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき

オ. 8. (1) に定める働きかけの事実が認められたとき

カ. 応募手続において不正な行為があったとき

キ. 審査書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき

ク. 審査書類に虚偽の内容が記載されているとき

- ケ. 複数応募が認められない場合で2通以上の審査書類を提出したとき
- コ. その他募集要項等に定める条件に違反したとき

9. その他

(1) 本公募の取消し

和歌山県は、和歌山 I Rを実施することが適当でないと判断した場合は、本公募の開始後であっても優先権者を選定せず、本公募を取り消す。この場合、和歌山県は、その旨を和歌山県のホームページへの掲載その他適宜な方法により公表する。

(2) 情報提供

和歌山 I R及び本公募に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

和歌山県のホームページ

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020100/ir/top.html>